

#### <別段面積（下限面積）とは>

農地を売買、賃貸借、贈与する際には農業委員会の許可が必要です。この許可の基準の一つに許可後における耕作面積が50アール以上になること（北海道では2ヘクタール）という下限面積要件があります。

この下限面積を、農林水産省令で定める基準に従い各市町村の周辺農家（農業経営）の実情に合わせ、農地の権利取得（設定）に際し、各農業委員会で独自に設定した面積を別段面積といいます。白川町では別段面積を町内一律で20アールに設定しています。ただし、白川町では移住定住の促進に係る空き家バンク登録制度において空き家バンクに空き家と合わせて登録されている農地については1アールで受け取ることができましたが、令和2年第11回白川町農業委員会総会で従来の1アールから0.01アールに別段面積を見直しました。

※1アール=100㎡

#### <白川町における別段面積（下限面積）>

白川町農業委員会では令和2年第11回農業委員会総会において、現在設定されている別段面積について、地域の実情を考慮し検討した結果、以下のとおり決定しましたのでお知らせします。

##### ○別段面積（下限面積）

1. 白川町空き家バンクに登録された空き家に付随する農地 0.01アール  
（農地法施行規則第17条第2項）
2. 上記以外の農地 20アール  
（農地法施行規則第17条第1項）

##### ○設定理由

- ・設定しようとする別段面積（20アール）未満の耕作者は全体の約51%であることや、地域の平均的な農地面積であることから、農地法施行規則第17条第1項の算定基準を満たしている。
- ・近年の担い手不足や遊休農地の増加等の問題に対し、白川町に移住し、新たに農業経営を行おうとする者が農地の取得を行えるように面積要件を緩和することで、町の農業振興や移住定住促進に寄与するため。

#### <空き家バンクに登録される農地として適用を受けるには>

移住定住サポートセンターの空き家バンクに登録されている農地であること。ただし、以下の事項については登録の際に必須確認事項となります。

1. 荒廃して耕作することが不可能な状況でないこと。
2. 現地の状況が既に農地以外になっていないこと。（宅地や雑種地など）
3. 所有者が既に亡くなっており、未相続となっていないこと。
4. その他（農業委員会で審議する際に必要な事項）